

西宮市見守りホットライン事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、見守りが必要な在宅の高齢者又は障害者等における家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制整備等を行い、安全かつ安心して地域における自立した生活を継続させることを目的として、市が西宮市見守りホットライン事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は西宮市とする。ただし、市長は当該事業を適切に運営ができると認められる者に、事業の一部を委託して行うことができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容については、次の各号に定めるものとする。

- (1)緊急通報機器一式(以下「機器」という。)の貸与等業務
- (2)緊急・相談通報の受信及び対応業務
- (3)定期的な安否確認業務
- (4)その他本事業を実施するうえで必要と認められる業務

(対象)

第4条 本事業の対象者は、住民基本台帳法の規定により西宮市の住民として登録され、かつ市内に居住するものであって、次の各号に定める全ての要件に該当する者・世帯とする。

(1)次に掲げるいずれかの者(世帯)であること。

- ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- イ ひとり暮らしの障害者
- ウ 昼間(又は夜間)ひとり暮らし状態の障害者
- エ 全員がおおむね65歳以上の高齢者世帯
- オ おおむね65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯
- カ 全員が障害者の世帯
- キ 昼間(又は夜間)ひとり暮らし状態のおおむね65歳以上の高齢者

(2)原則として設置対象者の近隣に二親等内親族が居住していないこと。

(3)慢性疾患や精神不安など、日常生活を営むうえで常時見守りを必要とする状態にあること。

(4)機器の設置を希望していること

(5)緊急通報のための機器であることが識別できること

(6)他の緊急通報システムを住居に備えていないこと

(7)本市から貸与する緊急通報機器の正常な動作を妨げる設備等がないこと

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、下記の書類を市へ提出しなければ

ならない。

- (1)西宮市見守りホットライン事業利用申請書(様式1号)
- (2)西宮市見守りホットライン事業利用調査票(様式2号)
- (3)西宮市見守りホットライン事業利用同意書兼承諾書(様式3号)

ただし、既に西宮市緊急通報救助事業利用者である場合は、西宮市見守りホットライン事業利用同意書兼承諾書(様式3号)及び西宮市見守りホットライン事業利用変更届(様式4号)を提出することで、申請したものとみなす。

2 申請者は、居宅に有線の固定電話回線を設置していなければならない。

3 前項のうち固定電話回線は次のとおりとする。

- (1)NTT アナログ回線
- (2)NTT ISDN回線
- (3)各社 ADSL回線
- (4)各社 光回線
- (5)各社 CATV回線
- (6)各社 直収電話

4 前項の(1)以外の電話回線を利用して本事業を利用しようとする対象者は、利用にあたり、西宮市見守りホットライン事業利用同意書兼承諾書(様式3号)に記載された回線に関する注意事項を、必ず確認すること。また、ビジネスホン、電話番号が「050」で始まる固定電話回線では利用することができない。

(利用者の決定)

第6条 市は、前条の規定により申請があったときは、設置の可否等を決定し、西宮市見守りホットライン事業利用決定通知書(様式5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定に定める要件の一部に該当しない者から申請があった場合において、特に必要と認める場合は、利用者として決定することができる。

(機器の管理)

第7条 利用者は、善良な管理者の注意をもつて機器を使用しなければならない。

2 利用者は、機器の原状を変更し、若しくは転貸し、又は本事業の目的以外に使用してはならない。

3 利用者は、機器を使用している期間は居宅の固定電話回線を本事業で利用できない回線に変更してはならない。

(機器の返還)

第8条 利用者は次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市へ連絡し、機器を返還しなければならない。

- (1)第4条に該当しなくなったとき。
- (2)この要綱に規定する利用者の義務に違反したとき。
- (3)社会福祉施設等への入所等により、機器を必要としなくなったとき。

(4)前各号のほか、機器を必要としなくなったとき。

(届出事項)

第9条 利用者は、申請時に提出した西宮市見守りホットライン事業利用申請書(様式1号)に記載された内容に変更があった場合は、速やかに市へ連絡し、西宮市見守りホットライン事業利用変更届(様式4号)を提出すること。

(費用の負担)

第10条 利用者は、西宮市手数料条例(平成11年西宮市条例第34号)別表第1第178号の2に規定される見守りホットライン事業利用手数料(1月につき1,100円)(以下「利用料」とする。)を負担する。

2 利用料は機器を設置した日の属する月の翌月より納付義務が発生し、機器を撤去した日の属する月の翌月より納付義務が消滅するものとする。

3 利用料の納期は原則当月末日とする。

4 市長は、利用者が次の各号の一に該当することにより、利用者の負担にたえることが困難であると認めるときは、その申請によって、これを全額減免することができる。

(1)利用者が生活保護法による被保護者又は市民税所得割が課税されていない者

ただし、利用料の納付義務が発生した後に、確定申告又は住民税の申告を行い、市民税所得割が課税されていない者となった場合は、当該年度中に市へ申し出ること。当該年度中に申し出がなかった場合は、遡及して利用料の減免は行わない。

(2)風水害、火災等により著しい損害を受けた場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。